

特集

シリーズ

6

議員のなり手不足解消に向けて

其の四 立候補を考えよう!!

立候補の動機

今までは、地元の推薦を受け、地域住民から背中を押されて立候補するという人が圧倒的に多かった。先の再選挙では、自分の住む幸田町の将来を考え、自分自身の思想・信条に基づいて一念発起立候補するという方が始めてきた。

志(+被選挙権)があれば、資格・条件を満たせば誰でも立候補できる

立候補の条件・資格

- 日本国民で満25歳以上
- 幸田町議会議員の選挙権を持っていること
- 犯罪行為で選挙権が停止されている場合は不可

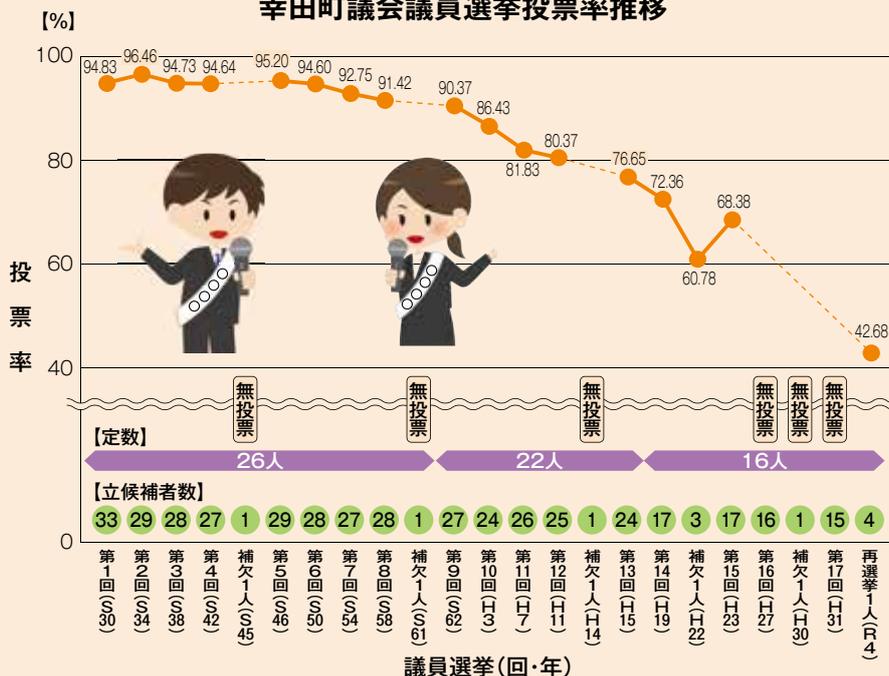
何をすれば良いか

- 家族、親戚、知人友人の理解・協力を得る
- 自分の考えや自分のできそうなことを知ってもらう
- 告示前の選挙運動の禁止に留意

選挙に臨むにあたって

- 選挙管理委員会では説明会を開く
➔出席しこれを聞く
- 書類や手順について事前審査あり
➔出席し書類の点検をしてもらう
分からないことは選挙管理委員会が対応

幸田町議会議員選挙投票率推移



左表のとおり投票率は低下傾向で、第17回では定数割れとなり、5月15日の再選挙では42.68%とかなり低い投票率でした。町政に対して関心の低下が原因と推定されます。

真に必要な人材を議会に迎えることは町民の利益につながります。

**選挙は来年4月
幸田町の活性化と
未来のために
立候補を考えましょう!!**

特別委員会設置

議会基本条例制定に向けて

議会基本条例制定特別委員会 設置に至る経緯

平成31年4月の統一地方選挙における町議会議員選挙で1人の欠員が生じて以来、なり手不足解消に向けて、フリートークの会を毎月開催し、議論を深めた。

「なり手不足」に加え、議会・議員とはなど、議員間討議の中から、新たなテーマが出てきた。

議会の在り方として、「議会基本条例」が必要であるとの結論に至った。

議会基本条例に対する議員の主な意見は次の通り。

- ・ 議会の役割と責任の表明
- ・ 町長と議会との相互関係の明示
- ・ 議員活動に町民の理解が深まる
- ・ 議員の資質向上につながる
- ・ 現状の規則・条例で良い
- ・ 議員活動の拘束が懸念される
- ・ 議員個人の負担にならないか

議会基本条例制定の考え

町民から選挙で選ばれた議員は、同じく選ばれた町長とともに、二元代表制のもと、幸田町の代表機関を構成している。

議会は複数の議員で構成された合議体として、町長など執行機関との役割の違いを踏まえ、「開かれた議会」を求め、議会基本条例制定に向けて努力していく。

県内市町村の制定状況

全38市の内、32市。
全16町村の内、次の5町が制定。

町村名	制定年
武豊町	2011年
大口町	2014年
大治町	2014年
蟹江町	2014年
東郷町	2019年

委員の紹介



- 丸山委員
- 水野委員
- 稲吉委員
- 黒木委員
- 足立議長
- 藤江委員長
- 田境副委員長
- 笹野委員